

# 盛づくりと地方再生

～特別講演～

## これからの地域振興とまちづくり

株JTB常務取締役 清水 慎一氏



「二次交通網の整備」など、建設業が保有するノウハウや技術は観光ビジネスにつながっている。石川県の有名旅館の宿泊人数は、昭和51年の水準まで落ち込んでいる。観光や交流が衰退するということは地域が滅亡するということに等しい。鉄道や道路、港湾が整備され、おじいちゃんやおばあちゃんの生き甲斐や若者の働き先があり、地場産業やものづくりが発展しているような「元気の地域」になってくれないうちにお客様は呼び込めない。

なぜ、観光が振興しないのか。その理由は①組織の縦割りの②一歩に合っていない③意義が分かっていない④様々なあるが、ポイントが人・モノ・カネ・情報が動くかどうか。

観光を盛り上げるには、宿泊形態も変えないとい

けない。宿泊形態は団体客から個人客にシフトしている。食とか歴史、文化といった地域独自のコンテンツが求められている。

例えば、岩手県では、夏に一定期間滞在して宮澤賢治の講義を受ける「シニアサマーカレッジ」を開講している。そこでは、確実に滞在日数に相応した消費が生まれる。今の旅行者は、じっくり滞在し、地元の食材、歴史、文化など、地域の個性やアイデンティティを求め、堪能しようという形態が主流になった。

故木村尚三郎氏は「旅人は生活者」という名言を残した。観光客は地域の施設や日常を楽しむ。そういった地域資源を生かした街づくりが必要である。

山、川、海、里、森などのあらゆる地域社会を資源としてとらえ、それ

らのあらゆる資源を導入しないと観光は成り立たない。まさに「まちづくり観光資源」の発想と、「まちづくり観光関係者」の実践ということが鍵となる。

脱中央、脱外部マネジメントを実施し、人・モノ・カネ・情報が動く仕組みを創りだし、定着させることが重要になる。「観光の6次産業化」には、地域の持続的な運営体も必要になる。いわゆる「まちづくり協働体」のような組織だ。

6次産業化することで新たなビジネスチャンスが生まれる。既存の枠組みの限界を突破し、異業種参入の機会が増える。そして、地域と消費者が直結することで新しい需要が創造される。大分県の別府、長野県の蓼科高原が最近の例だ。

6次産業化するには、地域資源の連携だけでなく、

く、担い手の連携が必要になる。担い手は地域で構成される運営体。つまり、地域全体でコミュニケーションを築く必要がある。例えば、山口県の萩市では「萩まちづくり会社」が、

長浜や豊後高田では中間法人が活躍している。「品物やサービスの品質の向上と評価システム」「地域リーダーの人材育成と勉強の場」も必要。

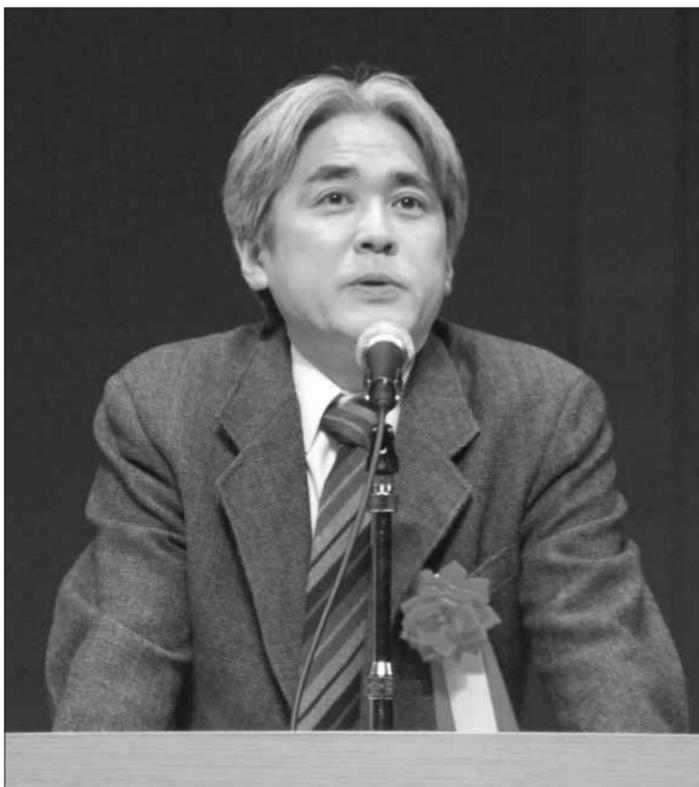
このほかにも、「ファンドの充実」「官民の役割の明確化」「サービスの対価としての料金収受の仕組み」「統計やデータの整備」などの視点も欠かせない。

要するに、インバウンドを具現化する仕組みが重要であり、そこに建設産業の持つ技術やノウハウも必要になる。

～基調講演～

## 地域の再生に向けた戦略

内閣官房地域活性化統合事務局長代理 上西 康文氏



別に対応していた「構造改革特区」「地域再生」「中心市街地活性化」と「都市再生」の4つの事務局を一本化したもので、最初に手掛けたのは「地方再生戦略」の取りまとめ作業だった。

地域活性化統合事務局は、国が地方を元気にするために、どういう戦略を取っていくべきかを検討し、その結果、地方の実情に応じ、生活者の暮らしの確保、交流人口の拡大、中小企業振興、農林水産業振興などに道筋をつける必要があるという基本理念をまとめた。

さらに、地方再生戦略の基本的な考え方として「補完性」「自立」「共生」

「総合性」「透明性」という5つの原則を決め、地方と都市がヒト・モノ・カネの交流や連携を通じて、共に支え合い、共生を目指す取り組みを支援していくことなどを柱としている。

具体的な地方再生のイメージは、「地方都市」「経済活性化により広域的な拠点として地域全体を牽引」「農山漁村・農林水産業の再生と豊かな暮らしの実現」「基礎的条件の厳しい集落・集落の生活機能の維持、国土保全・水産涵養等の面で最前線の機能」の3つの地域を想定し、それぞれ総合的な支援策を整備していくことと考えている。

わたしは地域活性化統合事務局ができる前は「構造改革特区」と「地域再生」の事務局を担当していた。構造改革特区の仕事では、例えば企業が農業分野へ参入する際の農地リース方式を特区で実現することなどに取り組んだ。農地リース方式は規制緩和によって、その後、特区以外でも実施できるようになった。

中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の認定では、ご当地の高岡市が昨年12月、国の認定を受け、同月18日に首相官邸で行われた授与式で橋慶一郎市長が福田康夫首相から直接認定書を手渡されている。

他方、都市再生の取り組みでは平成20年1月29日、地域活性化統合本部会合が了承した「都市と暮らしの発展プラン」があり、安全・環境・国際性をキーワードにしている。安全・安心で豊かな都市生活の実現を図るとともに、地球環境問題へ対応しつつ、国際競争力の強化と国際交流の推進を図ることを目的としている。

地方再生戦略を推進していくため、今後、さまざまな取り組みを展開していく考えだが、全国を8ブロック(北海道、東北、首都、北陸・中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄)に分け、それぞれのブロックに参事官を配置した。各担当参事官が地域に向いて地方の声を直接聴取し、地域からの相談の一元的な対応を図ることとしている。

このほか、わが国を低炭素社会に転換していくために、温室効果ガス的大幅削減など、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする「環境モデル都市」を全国で10カ所を選定していく。6月中旬に立候補都市の中から選定し、地域活性化関連予算などを通じて応援していく考えだ。